

# もしもノート

## もしもの時に備えるノート

いつでも、誰もが命にかかわる病気やけがをする可能性があります。

ある日突然起こる“もしも”に備えて、自分の「これまで」と「これから」、家族に伝えたい思いなど書いてみませんか？



県央地域成年後見支援事業

# も く じ

はじめに .....	P 1
①自分のこと .....	P 2
②自分の歴史 .....	P 2
③自分の家系図.....	P 3
④財産のこと .....	P 4
⑤保険・年金のこと .....	P 7
⑥医療のこと .....	P 8
⑦介護が必要になったときのこと .....	P 10
⑧もしものときの連絡先 .....	P 11
⑨葬儀のこと .....	P 12
⑩お墓・法事のこと .....	P 13
⑪遺言のこと .....	P 14
⑫大切な人へのメッセージ .....	P 15
⑬その他 .....	P 16
成年後見制度(成年後見人等)とは.....	P 17
“人生会議”ご存知ですか? .....	P 22
成年後見制度に関するお問い合わせ .....	P 24

## ～ はじめに ～

このノートは、自分自身のことを振り返り、自分の人生をよりよいものにするためのものです。これまでにあった様々な出来事を整理することで自分と向き合い、これからの人生で何をしたいかについても考えることで、自分の人生をより豊かなものにしていくために活用していただきたいと思います。

まずは書けるところから書き始めてみませんか。

## ～ このノートの使い方 ～

- 気が向いたときに、書きたいところや、書けそうなところから書き始めてください。全部のページを埋めようとしなくてもかまいません。
- 書ききれない場合は、ページをコピーして使ってください。
- 法的な文書ではないので、気持ちが変わった時には、書き直すことができるように鉛筆で記入してもかまいません。定期的に内容を見直すことが大切です。
- 家族やこれからのことを託せる人にこのノートの内容と保管場所を伝えてください。

# ①自分のこと

記入日 年 月 日

氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生まれ
血液型	
本籍地	
現住所	〒
	—
電話番号	自宅
	携帯番号
メールアドレス	

# ②自分の歴史

学歴：

-----  
-----  
-----

職歴：

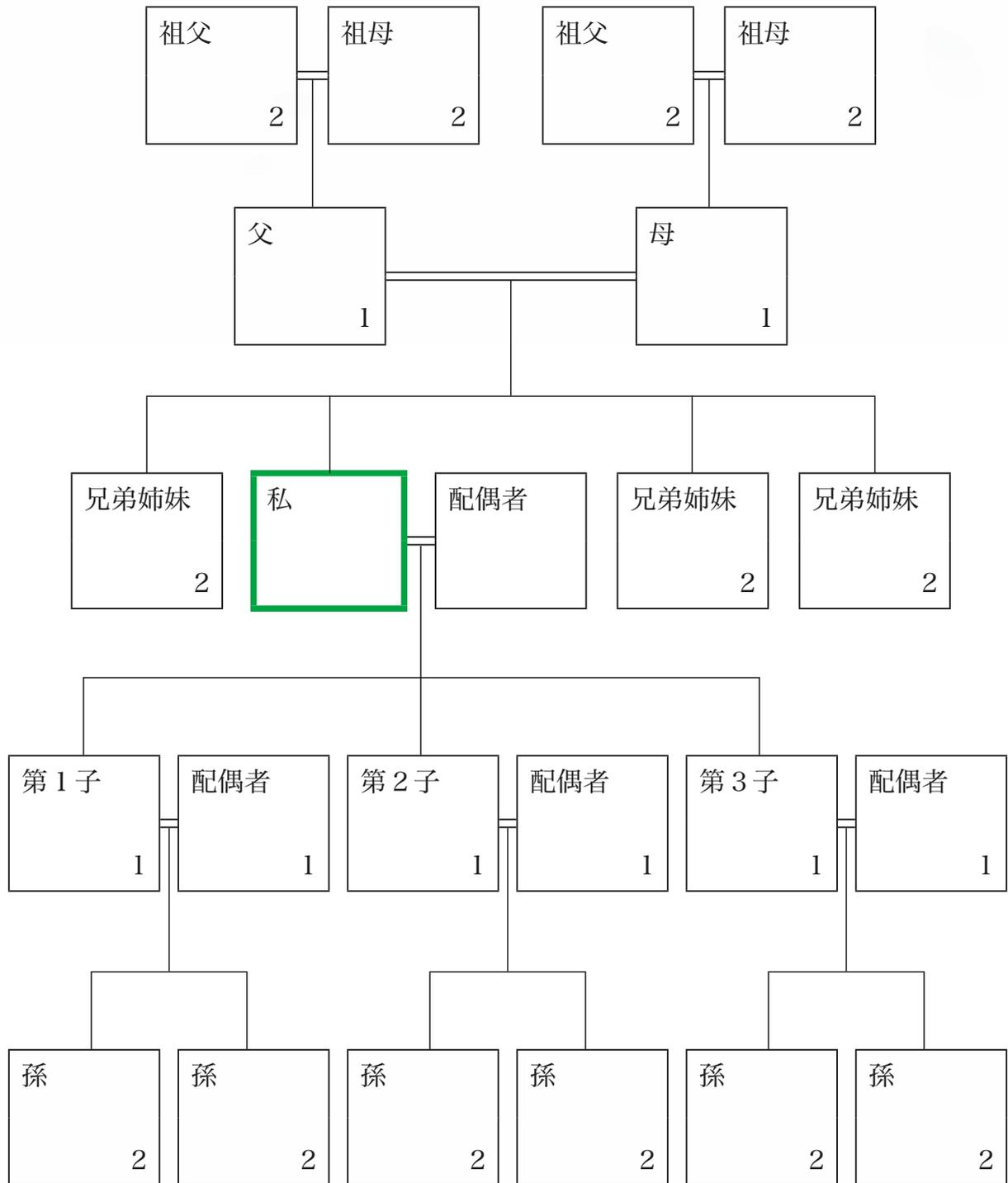
-----  
-----  
-----

免許・資格：

-----  
-----  
-----

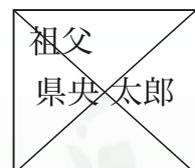
# ③自分の家系図

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日



- \* 数字は親等を表します。
- \* 枠の中に氏名を記入し、  
亡くなっている場合は×印をつけてください。
- \* 枠が足りない場合は、書き足してください。

記載例



## ④財産のこと

記入日 年 月 日

### ●預貯金について…金融機関名だけでも記入しておくと便利です

金融機関	種類	支店名	口座番号
*記入例* 〇〇〇銀行	普通口座	〇〇支店	〇〇〇〇

### ●不動産(土地・建物)

種類	住所	面積
*記入例* 土地・宅地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号	〇〇〇m <sup>2</sup>

### ●有価証券(株券・国債・社債・投資信託など)

銘柄	種類・保有株数	証券会社など
*記入例* 〇〇株式会社	〇〇株券・〇〇株	〇〇証券株式会社

●カード(クレジットカード・会員カードなど)

名 称	備 考
*記入例* 〇〇クレジットカード	番 号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 有効期限：〇〇年〇〇月〇〇日

●借入金・ローンについて

借入先	借入額	借入残高	返済予定日
*記入例* 〇〇〇銀行	〇〇〇万円	〇〇〇万円	〇〇年〇月〇日

●その他の資産(ゴルフ会員権など)

種 類	名 称	住所・連絡先
*記入例* ゴルフ会員権	〇〇カントリークラブ	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

●その他

-----

-----

-----

●毎月の引き落とし情報

項目	取引先・ 契約番号	金融機関・ 支店・口座番号	名義人
電気料金			
ガス料金			
水道料金			
自宅電話料金			
携帯電話料金			
インターネット回線			

●携帯電話やパソコン、ネットバンキング等のID・パスワード

内容	ID/パスワード ※	備考
携帯電話		

※パスワードについては、別に保管、口頭等で伝えることをお勧めします。

## ⑤保険・年金のこと

記入日 年 月 日

### ●生命保険・損害保険について

会社名	種類	証券番号	契約者名	受取人名

### ●年金について

#### ○公的年金

年金の種類	基礎年金番号 (年金手帳の記載番号)	年金振込口座

#### ○私的年金(企業年金・個人年金)

企業・団体名	年金証書・証券番号	年金振込口座

### ●公的情報等

項目	記号・番号等	その他
マイナンバー		
健康保険証		
後期高齢者 医療保険証		
介護保険証		

※マイナンバーの暗証番号は別に保管、口頭等で伝えることをお勧めします。

## ⑥医療のこと

記入日 年 月 日

～現在の体調～

### ●かかりつけの病院と薬

病院名・科：

医 師 名：

電 話 番 号：

病 名：

薬 名：

病院名・科：

医 師 名：

電 話 番 号：

病 名：

薬 名：

病院名・科：

医 師 名：

電 話 番 号：

病 名：

薬 名：

### ●アレルギーなど

薬（種類）

食 品（種類）

その他（）



## ⑦ 介護が必要になったときのこと

### ● 介護にかかる費用について

- 年金や預貯金を費用にあててほしい
- 保険に加入している(保険会社名: \_\_\_\_\_ 保険名: \_\_\_\_\_)
- 家族・親族の判断に任せる
- その他 \_\_\_\_\_

### ● 誰に介護をしてほしいかについて

- 配偶者や息子・娘夫婦などの家族
- 介護保険によるサービス
- 家族+介護保険によるサービス
- その他の希望 \_\_\_\_\_

### ● どこで介護を受けたいかについて

- 自宅
- 施設や医療機関
- 家族や介護をしてくれる人に任せる
- その他の希望 \_\_\_\_\_

### ● 食べ物について

- ・好きな食べ物や飲み物( \_\_\_\_\_ )
- ・苦手な食べ物や飲み物( \_\_\_\_\_ )

### ● 認知症等で、自分の判断が難しくなったときの判断(財産の管理等) をお願いしたい人は…

- 家族・親族(名前: \_\_\_\_\_ 続柄: \_\_\_\_\_)
- 判断が困難になったときは **成年後見人** などに任せたいので手続きをしてほしい。…成年後見人等については17ページを参照。
- 任意後見人を決めている…任意後見人については20ページを参照。  
(名前: \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_)
- 特定の人に財産管理(財産管理契約)を依頼している  
(名前: \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_)
- その他 \_\_\_\_\_



## ⑨ 葬儀のこと

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### ● 葬儀について

- 家族に任せたい     一般的な通夜と告別式の葬儀にしてほしい  
 家族葬(親族・家族だけ)にしてほしい  
 火葬・埋葬のみにしてほしい  
 その他の希望 \_\_\_\_\_

### ● 宗教・宗派について

- 仏式     神式     キリスト教式     無宗教     その他

宗 教： \_\_\_\_\_

宗 派： \_\_\_\_\_

寺院・神社・教会名： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

- その他の希望 \_\_\_\_\_

### ● 葬儀会社について

- 下記の会社に依頼してほしい

名 称： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

### ● 喪主になってほしい人について

- 喪主は( \_\_\_\_\_ )になってほしい  
 家族に任せたい

### ● 戒名について

- すでに受戒している     標準的な戒名でよい  
 家族に任せたい     戒名はいらない     その他( \_\_\_\_\_ )

### ● 遺影の選定について

- すでに準備してある(保管場所： \_\_\_\_\_ )  
 家族に任せたい

## ⑩お墓・法事のこと

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### ●お墓について

先祖代々の墓にいられてほしい

寺院・墓地名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

購入してある墓地にいられてほしい

寺院・墓地名： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

家族に任せたい

その他の希望(散骨、永代供養など)

-----  
-----

### ●仏壇などについて

すでに用意してある

家族に任せたい

その他の希望

-----  
-----

### ●法要(初七日・一周忌など)

法要を希望したい

家族に任せたい

その他の希望

-----  
-----

### ●我が家の家紋(図柄)



名 称： \_\_\_\_\_

由来及び解説 \_\_\_\_\_

-----  
-----  
-----

# ⑪遺言のこと

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## ●遺言書について (遺言の種類については21ページ参照)

遺言書はない

自筆証書遺言がある

作成日： \_\_\_\_\_

保管場所： \_\_\_\_\_

公正証書遺言がある

作成日： \_\_\_\_\_

公証役場名： \_\_\_\_\_

## ●遺産分割にあたっての希望について

特に希望はないので、家族の判断に任せる

特定の人にあげたいものがある

### もらってほしい人・もの

誰に	何を

ちょっと一言

\*遺産分割について、このノートに書くだけでは法的な拘束力がありません。ノートに書いて考えを整理して、遺言書を作成するようにしてください。

記入日 年 月 日

## ⑫大切な人へのメッセージ

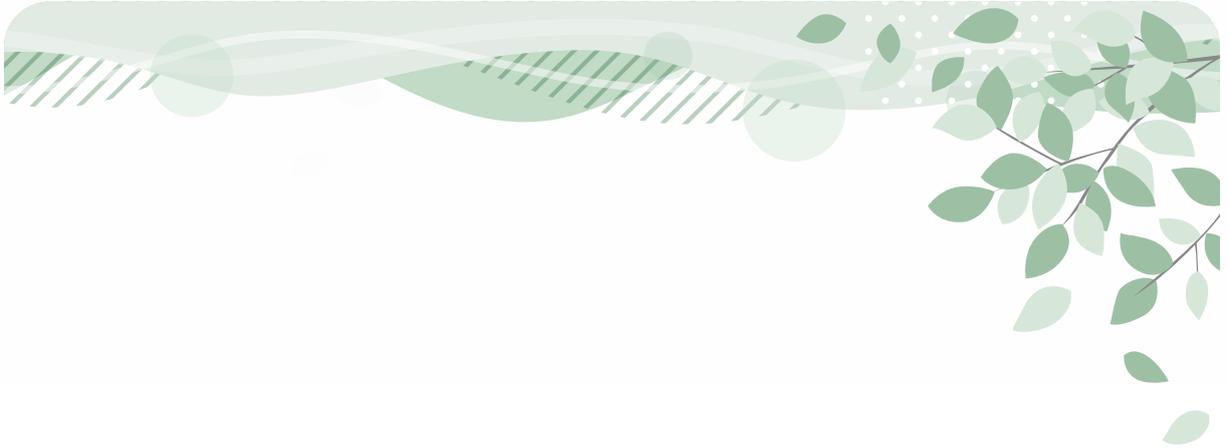
さんへ

さんへ

さんへ

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## ⑬ その他 (写真を貼るなど自由にお使いください)



# 成年後見制度(成年後見人等)とは

成年後見制度は、認知症や障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る支援者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

## 1. 例えば、どのようなときに役立ちますか？

- お金の管理ができなくなってしまったとき  
(成年後見人等が預貯金等の管理をおこないます)
- 悪質商法にだまされてしまったとき  
(成年後見人等がその契約を取り消します)
- 介護サービス等を受ける手続きができなくなってしまったとき  
(成年後見人等が手続きを行い、その後の状況を見守ります)

## 2. どのような種類がありますか？

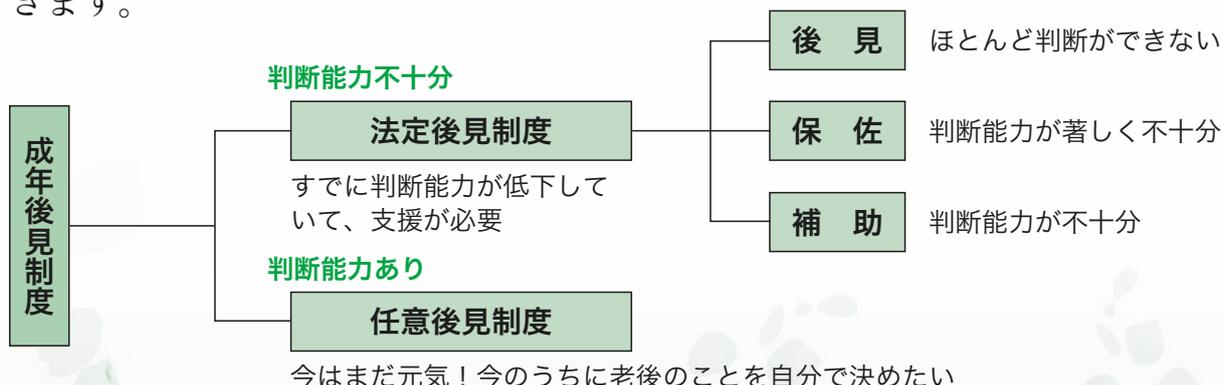
成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

### ●法定後見制度：すでに判断能力が不十分である

家庭裁判所によって、支援者として成年後見人等が選ばれる制度です。家族、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)、法人等から適任者が選任されます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じ、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度を利用できます。

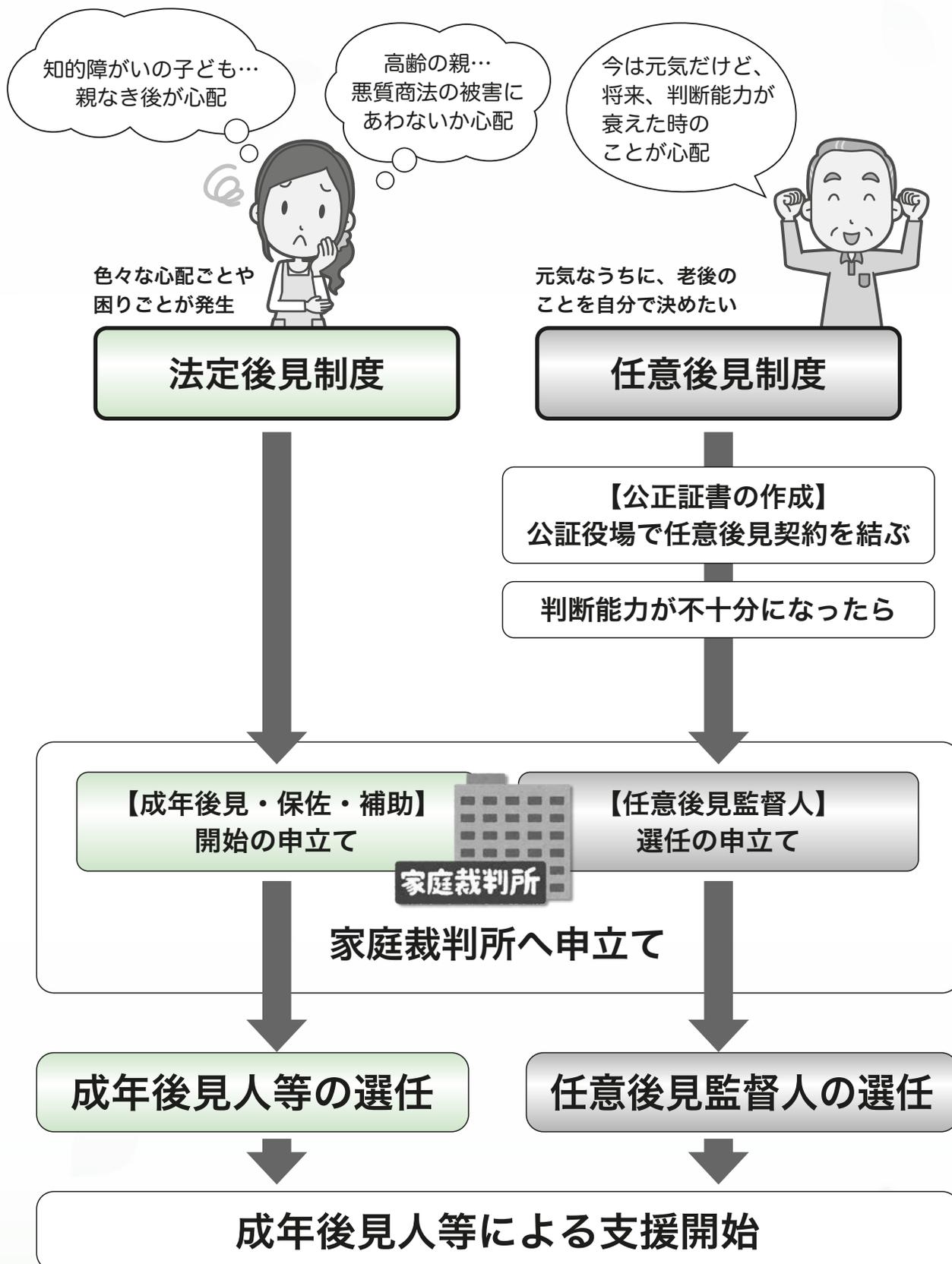
### ●任意後見制度：判断能力が不十分になる前に備えたい

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」を公証役場において、あらかじめ契約しておくことができます。



### 3. 成年後見制度はどうやって利用するの？

#### ◆一般的な手続の流れ◆



## 4. 誰が申立てられるのですか？

- 本人や配偶者、4親等内の親族等が申立てを行うことができます。
- 親族がいない場合、本人が居住する地域の首長(市町村長)が申立てることができます。これを首長申立てと言います。

## 5. 成年後見人等が「できること」と「できないこと」はなんですか？

できること	できないこと
<b>●財産管理</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通帳や権利証等の保管</li><li>・収支の管理</li><li>・重要な財産の管理</li><li>・金融機関との取引</li><li>・年金や賃借等収入の受領</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・掃除・洗濯、介護や看護</li><li>・日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権・取消権の行使</li><li>・投機的な運用</li><li>・本人に代わって、婚姻・離婚、養子縁組を決めること</li><li>・手術等医療行為への決定及び同意</li><li>・身元引受人(身元保証人)</li><li>・葬儀を執り行うこと</li></ul>
<b>●身上保護</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・本人の住居に関すること</li><li>・医療の契約等に関すること</li><li>・福祉サービスの契約に関すること</li><li>・施設入退所に関すること</li></ul>	

## 6. 申立てに必要な書類や費用はどのようになっていますか？

- 成年後見制度の申立てに必要な書類や費用について
  - 申立書
  - 診断書(成年後見用)
  - 申立手数料(1件につき800円分の収入印紙)
  - 登記手数料(2,600円分の収入印紙)
  - 郵便切手
  - 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)、本人の住民票
  - 鑑定費用 必要に応じて、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあり、5万円から10万円程度かかります。
- 任意後見制度の申立てに必要な書類や費用について
  - 公正証書作成の基本手数料(11,000円)
  - 登記嘱託手数料(1,400円)
  - 法務局に納付する印紙代(2,600円)
  - その他(登記嘱託書郵送用の切手代等)

## 7. 任意後見制度のすすめ

Q

「任意後見制度」がオススメって言われるけど、  
どのような制度なの？

A

認知症等になった時のために、元気な今の  
うちから、備えておくことができます。

「任意後見制度」は、公証役場で任意後見契約を結んでおくことで、自身が誰を後見人にするのか、どのようなことを支援してほしいのか、あらかじめ決めておくことができます。

すでに判断能力が低下された方が利用する「法定後見制度」においては、本人の判断能力に応じて、成年後見人等に付与される権限が違ってくるとともに、成年後見人等を誰が担った方が良いのか、家庭裁判所が状況を鑑みて決定するため、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職が選任される可能性があります。

Q

「任意後見制度」は、  
どのように利用すれば良いの？

A

判断能力が低下する前に準備し、  
以下の流れで手続きが進みます。

### 任意後見制度の手続きの流れ



Q

「任意後見制度」にデメリットはないの？  
契約していても対応できないことはないの？

A

契約内容の範囲外のことの他、  
判断能力が低下する前、  
亡くなった後の対応はできません。

「任意後見制度」は、事前に契約していた内容に基づき、支援を行います。そのため、契約時と財産状況が変わったりするとその財産に関係する支援を行えなかったりすることがあります。また、任意後見人には同意権・取消権が付与されないため、悪質商法にあった際の取り消す判断及び行為を行えない場合があります。そのような支援が必要となった場合には、法定後見制度に切り替える必要性が生じます。

任意後見人の仕事は、本人の判断能力が低下し、家庭裁判所から任意後見監督人が選任されたときに任意後見契約の効力が生じ、本人が亡くなったときに終了します。

判断能力が低下する前の金銭管理や安否確認、また亡くなった後の葬儀や医療費等の支払い等は、任意後見人が行うことはできないため、任意後見契約と併せて、以下のような委任契約や遺言書を作成しておくことで、より安心度が高まるとされています。

### 【見守り契約】



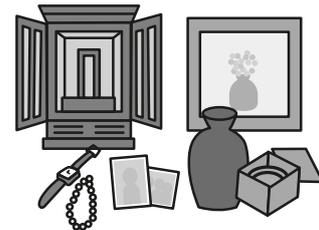
支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、生活状況及び健康状態を把握して任意後見の開始時期を判断してもらう契約です。

### 【財産管理委任契約】



判断能力に問題がない期間中に自身の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理で行えるように委任する契約です。契約は当事者間の合意のみで効力が生じます。

### 【死後事務委任契約】



本人が亡くなった後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財の片付けなどの事務を第三者に委任する契約です。

### 【遺言の活用】

自分が亡くなった後に財産や権利関係をどうするか、または特定の人へ伝えたい思いを記録する文書のことですが、2つの主な方式があります。

- 自筆証書遺言：遺言者が全文、日付、氏名を自身で書いたうえで押印した遺言書
- 公正証書遺言：公証役場において公証人と証人の立会いのもとに作成した遺言書

“人生会議”ご存知ですか？

## 未来の自分に伝えたい“今の思い”

いつでも、誰でも命にかかわる大きな病気やけがをすることがあります。そんな“もしも”のときのために（特に自分で意思表示ができなくなった時）、あなたが大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い、共有しておく会議を“人生会議”といいます。

一度話し合っても考えや気持ちは変わることがありますので、繰り返し話し合い、深めることが大切です。

このノートを手にとったことをきっかけに、いつまでもあなたらしくあるために“人生会議”してみませんか？

1

### あなたの大切にしたいことは どんなことを考えましょう

好きなこと、嫌いなこと  
人生の目標や大切にしていること  
どんな医療・ケアを受けたいか



### 大事なポイント

- 何度繰り返してもかまいません。  
考えたことはその都度このノ-
- 叶えられない希望でも伝えるこ
- 結論を出さなくても良いので、  
しょう。

5

### 話し合ったことを 書き留めて おきましょう

家族や医療・介護  
関係者と内容を  
共有しましょう



# 人生会議のメリットは本人だけではない！



本人

自分の思いについて、日頃から家族や関係者と話し合うことが必要だと感じた！

皆で話すことで将来がイメージできました！

今まで知らなかった本人の気持ちが分かって良かった。  
本人に“もしも”の時があったときには、本人の希望や価値観を尊重した医療やケアができるようにしていきたい！



家族



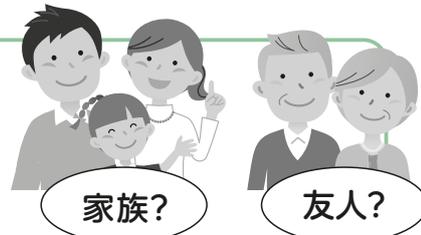
医療介護関係者

事前に、どのような治療やケアを受けたいのか、ご本人がどこで暮らしたいか、将来についての希望を伺うことができて良かった！

## 2

### あなたの代わりに気持ちを伝えてくれる人を選びましょう

あなたの希望を理解し、尊重してくれる方



①～⑤を何度も繰り返し、ト等に残しましょう。  
とが大切です。  
たくさんお話ししてみま

## 3

### かかりつけ医にあなたの今の健康状態について確認しましょう

病状や治療について分からないことを聞きましょう  
(病気療養中でない方は省略)



## 4

### あなたの思いについて、信頼できる人や医療・介護関係者と話し合いましょ

なぜそう思っているのか、理由も話し合うことも大切です。



# 成年後見制度に関するお問い合わせ

## 成年後見制度の申立てに関すること

### ◆水戸家庭裁判所

(県央地域の管轄区域：水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、小美玉市のうち旧美野里町、旧小川町)

〒310-0062 水戸市大町 1-1-38 TEL029-224-8486

### ◆水戸家庭裁判所 土浦支部(県央地域の管轄区域：小美玉市のうち旧玉里村)

〒300-8567 土浦市中央 1-13-12 TEL029-821-4349

## 任意後見契約・公正証書遺言に関すること

### ◆水戸合同公証役場

〒310-0801 水戸市桜川 1-5-15 都市ビル6階 TEL029-221-8758 TEL029-231-5328

## 登記事項証明書の交付申請に関すること

### ◆東京法務局 後見登録課(郵送申請の場合)

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 TEL03-5213-1360

### ◆水戸地方法務局 戸籍課(窓口申請の場合)

〒310-0061 水戸市北見町 1-1 TEL029-227-9916

※近くの各法務局及び地方法務局において取り扱っていますが、支局・出張所では取り扱っていませんのでご注意ください。

## 弁護士・司法書士に申立てを依頼する場合の費用立替に関すること

### ◆日本司法支援センター茨城地方事務所(法テラス茨城)

〒310-0062 水戸市大町 3-4-36 大町ビル3階 TEL0570-078317

## 専門職に相談したい

### ◆茨城県弁護士会 水戸相談センター

〒310-0062 水戸市大町 2-2-75(茨城県弁護士会館) TEL029-227-1133

### ◆公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部(茨城司法書士会内)

〒310-0063 水戸市五軒町 1-3-16(茨城司法書士会館内) TEL029-302-3166

### ◆権利擁護・成年後見センターぱあとなあいばらき(茨城県社会福祉士会内)

〒310-0851 水戸市千波町 1918

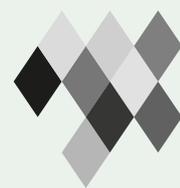
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館5階 TEL029-244-9030

### ◆公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城支部(茨城県行政書士会内)

〒310-0852 水戸市笠原町 978-25(茨城県行政書士会内) TEL029-244-9001

市町村名	市町村担当課・社会福祉協議会・その他の窓口	連絡先
水戸市	水戸市高齢福祉課	029-232-9174
	水戸市地域支援センター(高齢福祉課内)	029-232-9110
	水戸市障害福祉課	029-232-9173
	水戸市社会福祉協議会	029-309-5001
	水戸市中央高齢者支援センター(第一・第二中学区)	029-306-9582
	水戸市東部高齢者支援センター(第三・千波中学区)	029-246-6216
	水戸市南部第一高齢者支援センター(第四中学区)	029-246-5690
	水戸市南部第二高齢者支援センター(緑岡・見川・笠原中学区)	029-241-4821
	水戸市北部高齢者支援センター(飯富中・国田義務教育学区・第五・石川中学区)	029-246-6003
	水戸市西部高齢者支援センター(赤塚・双葉台中学区)	029-246-6333
	水戸市常澄高齢者支援センター(常澄中学区)	029-246-6155
	水戸市内原高齢者支援センター(内原中学区)	029-257-5466
	水戸市東部基幹相談支援センター	029-303-8981
	水戸市西部基幹相談支援センター	029-309-6630
笠間市	笠間市地域包括支援センター	0296-78-5871
	笠間市社会福祉課	0296-77-1101
	笠間市社会福祉協議会	0296-77-0730
	笠間市基幹相談支援センター	0296-73-5080
ひたちなか市	ひたちなか市高齢福祉課・障害福祉課・生活支援課	029-273-0111
	ひたちなか市社会福祉協議会	029-272-4106
	ひたちなか市勝田第一中学校区地域包括支援センター(勝田第一中学区)	029-354-5221
	ひたちなか市大島中学校区地域包括支援センター(大島中学区)	029-219-5775
	ひたちなか市西部地域包括支援センター(勝田第二・田彦中学区)	029-276-0655
	ひたちなか市北部地域包括支援センター(勝田第三・佐野中学区)	029-229-2255
	ひたちなか市那珂湊中学校区地域包括支援センター(那珂湊中学区)	029-264-1501
	ひたちなか市美乃浜学園区地域包括支援センター(美乃浜学園区)	029-219-7020
那珂市	那珂市介護長寿課・社会福祉課	029-298-1111
	那珂市社会福祉協議会	029-298-8881
	那珂市地域包括支援センター青燈会(神崎・菅谷)	029-295-5288
	那珂市地域包括支援センターゆたか園(五台・戸多・芳野)	029-295-1287
	那珂市地域包括支援センターナザレ園(額田・木崎・瓜連)	029-352-2320
	那珂市障害者基幹相談支援センター	029-298-8881
小美玉市	小美玉市介護福祉課・社会福祉課	0299-48-1111
	小美玉市社会福祉協議会(成年後見センター)	0299-58-5102
	小美玉市地域包括支援センター	0299-58-1282
茨城町	茨城町長寿福祉課	029-291-8407
	茨城町社会福祉課	029-240-7112
	茨城町社会福祉協議会	029-292-7141
	茨城町地域包括支援センター	029-292-8577
	茨城町基幹相談支援センター ふいるさぼーと	029-350-2565
大洗町	大洗町福祉課	029-267-5111
	大洗町社会福祉協議会	029-266-3021
	大洗町地域包括支援センター	029-267-4100
城里町	城里町健康福祉課	029-353-7265
	城里町長寿応援課	029-353-7125
	城里町社会福祉協議会	029-288-7013
	城里町地域包括支援センター	029-288-3111
東海村	東海村総合相談支援課	029-287-2525
	東海村社会福祉協議会	029-283-0205
	東海村北部地域包括支援センター	029-212-7785
	東海村南部地域包括支援センター	029-352-2867

「県央地域成年後見支援事業」とは、県央地域連携中枢都市圏事業として、水戸市と水戸市社会福祉協議会が広域中核機関となり、県央地域の笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村と連携して、成年後見制度の普及・促進に取り組んでいるものです。



いばらき  
県央地域  
CENTRAL AREA OF  
IBARAKI PREF.

#### お問い合わせ・相談先

名 称 水戸市社会福祉協議会

権利擁護サポートセンター

所在地 水戸市赤塚1-1 ミオス2階

電 話 029(309)5001

F A X 029(309)5525

ホームページ <https://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/daily-life/protection>

ホームページ  
QRコード

